

## 子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（概要）

本市では、本計画を中間年に見直すことは2点と考えています。第1に、国（内閣府）からの通知によって見直すもの、第2に、市の判断で本計画に反映するものです。

どちらも子ども・子育て会議での意見を踏まえて見直すこととなります。

### 1 国からの通知によって見直すもの〔資料2〕

#### ○教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

##### 〔たたき台（た）1ページ、計画書（計）95ページ〕

##### （1）中間年の見直し〔た2ページ〕

中間年の見直しを行う理由を記載しました。

##### （2）児童数推計、需要率〔た5ページ、計98ページ〕

平成27・28・29年度の実数と平成30・31年度の推計を記載しました。

資料3も御覧ください。

##### （3）提供量（確保方策）〔た5ページ、計98ページ〕

内閣府の考え方として、必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行うこととされています。

当初計画では、2号認定で教育希望が強い児童を1号の定員利用枠として確保していました。しかし、中間年の見直しでは、国からの通知で2号認定を教育希望が強いとそれ以外の区別が不要となったため、1項目削除しました。見直しは次のとおりとしました。

##### ア 平成30年度

提供量（利用定員）増加の整備は容易ではないと考え、今年度と同様の定員数としました。

##### イ 平成31年度

ニーズ量に対して提供量（利用定員）を満たすために、確保方策を措置しました。例えば、次のとおり認可保育所と小規模保育事業の開設を想定しますと、提供量がニーズ量を上回ることができます。

- ・認可保育所12か所

定員90人（3歳以上54人、1・2歳27人、0歳9人） 6か所

定員60人（3歳以上36人、1・2歳20人、0歳4人） 6か所

- ・小規模保育事業7か所

定員19人（1・2歳） 7か所

## ○地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 〔たたき台（た）6ページ、計画書（計）99ページ〕

中間年の見直しを行うことを全事業の前に記載しました。

各事業の【現状】について直近の実績を記載し、【今後の方向性】は適宜修正しました。表については、見直しのない事業は当初計画と同じです。見直しのある事業について、平成27・28・29年度は当初計画、平成30・31年度は見直したものを記載しました。

修正箇所は、修正前が分かるように見え消しにしています。

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）〔た6ページ、計99ページ〕

ニーズ量（当初計画値）と実績が大きくかい離（10%以上）しているため、今後を推計して見直しました。

#### (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）〔た7ページ、計100ページ〕

ニーズ量と実績が大きくかい離しているため、今後を推計して見直しました。

#### (3) 子育て短期支援事業〔た8ページ、計101ページ〕

実施の検討を続けていますが、事業内容の見直しはありません。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業〔た9ページ、計102ページ〕

ニーズ量と実績が大きくかい離していないため、見直しはありません。

#### (5) 幼稚園における一時預かり事業〔た10ページ、計103ページ〕

ニーズ量と実績が大きくかい離しているため、今後を推計して見直しました。

#### (6) 保育所等における一時預かり事業〔た11ページ、計104ページ〕

ニーズ量と実績が大きくかい離しているため、今後を推計して見直しました。

#### (7) 病児・病後児保育事業〔た12ページ、計105ページ〕

ニーズ量と実績が大きくかい離しているため、今後を推計して見直しました。

#### (8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動事業）（就学児童のみ） 〔た13ページ、計106ページ〕

ニーズ量と実績が大きくかい離しています。しかし、1人あたりの利用日数に応じて実績が大きく増減する可能性があるため、見直しはありません。

#### (9) 利用者支援事業〔た14ページ、計107ページ〕

事業概要を見直しました。保育サービスの情報提供等を引き続き検討していくため、当初計画の業務内容を記載するとともに、平成29年4月から実施している母子保健型利用者支援事業（子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラルームはぐくみ）の業務内容を追加しました。

- (10) 妊婦健康診査事業〔た15ページ、計108ページ〕  
ニーズ量と実績が大きくかい離しているため、今後の妊娠届出数を推定して見直しました。
- (11) 乳児家庭全戸訪問事業〔た16ページ、計109ページ〕  
ニーズ量と実績が大きくかい離しているため、0歳児人数の推定と合わせて、見直しました。
- (12) 養育支援訪問事業〔た17ページ、計110ページ〕  
引き続き事業を行いますが、見直しはありません。
- (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業〔た18ページ、計111ページ〕  
内容の見直しはありません。
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業  
〔た18ページ、計111ページ〕  
内容の見直しはありません。

## 2市の判断で本計画に反映するもの〔資料4〕

### ○子どもの貧困対策

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組を行うこととし、地方公共団体は国と協力しつつ、地域に応じた施策を策定し実施することを責務としています。

神奈川県も、平成27年度から5年間の「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を平成27年3月に策定し、取組を進めています。

本市においても、各部署において様々な子どもの貧困対策に関連する事業を実施しておりますが、平成28年度に立ち上げた「子ども・子育て推進会議」の中では、これらの事業を土台とし、取組の柱の一つとして「高等学校等の卒業まで切れ目なく支援をし、就労・進学へつなぎ、子どもの貧困の連鎖を断つ」ことをコンセプトとして、新たに取組を進めているところです。

今回、本計画の見直しにあたり、子どもの貧困に対する取組についても位置づけていくことを考えています。

内容については別紙（資料4）のとおりです。

計画の位置づけは計画書2ページ、施策の体系は計画書46ページに記載しています。

以 上